

尾熊委員（公明党）

令和5年2月27日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）高校生に対する経済的支援について

高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度について、県独自に給付対象区分を増やすなど所得条件を緩和することや新たな支援制度を創設してはどうかと考えるが、教育長に所見を伺う。

（答）

高校生に対する経済的支援につきましては、国の高等学校等就学支援金制度により年収の目安が約910万円未満の世帯に対して、授業料相当額を支援しており、公立高等学校においては約9割、私立高等学校においては約7割の世帯が対象となっております。

また、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」につきましては、国の3分の1の補助を受けて全国一律の基準で実施しております。

これらの制度につきましては、所得基準の緩和等により支給対象者を拡大することや新たな支援策の創設は、それぞれ多額の財政負担を要すると見込まれることから、これまでも、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会などと連携し、経済的支援の拡充について、国へ働きかけているところでございます。

今後とも、高校生に対する経済的支援の拡充に向けて、国への働きかけなどを取り組んでまいります。